

令和7年第9回美郷町議会定例会
議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第50号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第51号 美郷町職員の育児休業等に関する条例及び美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第52号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正について
- 第 4 議案第53号 美郷町火入れに関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第54号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第 6 議案第55号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第 7 議案第56号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 8 議案第57号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第 9 議案第58号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第10 議案第59号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

議案審議（総括質疑～決算特別委員会付託）

- 第11 認定第 1号 令和6年度美郷町一般会計決算認定について
- 第12 認定第 2号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第13 認定第 3号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第14 認定第 4号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第15 認定第 5号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第16 認定第 6号 令和6年度美郷町水道事業会計決算認定について
- 第17 決算特別委員会の設置について
- 第18 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	熊 谷 隆 一	2番	村 田 薫
3番	鈴 木 正 洋	4番	藤 原 政 春
5番	高 山 茂 雄	6番	高 橋 邦 武
7番	深 澤 均	9番	高 橋 正 和
10番	泉 美和子	12番	熊 谷 良 夫
13番	澁 谷 俊 二	14番	長 谷 川 幸 子
15番	鈴 木 良 勝	16番	森 元 淑 雄

欠席議員（2名）

8番	伊 藤 福 章	11番	深 沢 義 一
----	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己	副 町 長	本 間 和 彦
総務課長	武 田 浩 之	企画財政課長	深 澤 文 仁
税務課長	佐々木 龍 悅	住民生活課長	木 村 英 彰
福祉保健課長	大 澤 修	こども子育て課長	高 橋 勉
商工観光交流課長	高 橋 晋 一	農政課長	高 塚 劍
建設課長	高 橋 博 和	会計管理者兼 出納室長	照 井 修
農事業務委員局長	加 藤 隆 輝	教 育 長	栗 林 守
教育推進監	井 合 和 人	教育推進課長	佐々木 寿 人
生涯学習課長	中 田 裕 克	代表監査委員	高 橋 信 雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 秀 勝	議事総務班長	澁 谷 正 樹
上席主査	高 橋 幸 恵		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

8番、伊藤福章議員及び11番、深沢義一議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第50号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第1、議案第50号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第50号についてご説明します。

提案理由ですが、一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講じる必要があり、所要の規定を改正したく提案をするものです。改正条文は40、41ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の29ページを併せてご覧ください。

第8条の2及び第17条ですが、条文整理のための改正になります。

議案資料集30、31ページをお願いします。

第18条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、第1項では、申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講じなければならないこと。第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児、育児期両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講じなければならないこと。第3項では、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないことをそれぞれ規定しております。

第18条の3、第18条の4及び第20条は、条の繰下げや条文整理のための改正になります。

議案41ページに戻っていただきまして、附則になりますが、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、次の附則において条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第50号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第50号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（森元淑雄）　日程第2、議案第51号　美郷町職員の育児休業等に関する条例及び美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之）　議案第51号についてご説明します。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。改正条文は44ページ以降にありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の32、33ページを併せてご覧ください。

今回の改正では、育児時間の多様化に係る関係規定を整備するものです。

はじめに、第1条の美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明します。

第1条は、引用条文の条の繰下げ等に対応するための改正です。

第19条は、非常勤職員に係る部分休業の取得要件緩和に伴い、部分休業を取得できない非常勤職員の要件を改める改正になります。

第20条は、部分休業のうち1日につき2時間を超えない範囲内で休業する方法で、これを第1号部分休業と呼びますが、その承認単位及び承認について定める改正になります。

第20条の2は、部分休業のうち1日の全部または一部を休業する方法で、これを第2号部分休業と呼びますが、その承認単位及び承認について定める改正になります。

第20条の3は、部分休業の請求を申し出る1年の期間について。

第20条の4は、第2号部分休業において休業できる時間数についてそれぞれ定める改正になります。

議案資料集の34、35ページをお願いします。

第20条の5は、第1号部分休業と第2号部分休業のいずれを請求するかの申出の内容を変更することができる特別の事情について定める改正になります。

第21条は条文整理のための改正です。

第22条は部分休業の承認の取消し事由を定める改正になります。

次に、第2条の美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明します。

第19条ですが、職員の給与の減額について、育児時間が第1号部分休業と第2号部分休業の2つになるための条文整理のための改正です。

議案の46ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、次の附則において条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第51号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第3、議案第52号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第52号についてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町公衆トイレについて管理体制等の見直しをするため、具体的には、土崎地区公衆トイレについては北ふれあい広場内の附帯施設とし、馬町公衆トイレについては廃止することに伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案の48ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集36ページをご覧ください。

このたびの管理体制の見直しにより、土崎地区公衆トイレ及び馬町公衆トイレを本条例から削除するものです。

なお、土崎地区公衆トイレの移管先となる北ふれあい広場について、その設置規定がある美郷町北運動公園設置条例を確認したところ、既に土崎地区公衆トイレの地番が含まれて規定されていたため、北運動公園設置条例については条例改正を行わず、所管外の手続をもって土崎地区公衆トイレを北ふれあい広場内の附帯施設といたします。

議案にお戻りいただきまして、48ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を令和7年10月1日からといたします。ただし、馬町公衆トイレについては、解体工事が完了した日を施行日とするため、その施行日を町長が別に定める日と規定するものでございます。

議案第52号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（森元淑雄）　日程第4、議案第53号　美郷町火入れに関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高塚　剣）　議案第53号についてご説明します。

提案理由ですが、火入れの中止に関する所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案の50ページですが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集の37ページをお願いします。

気象庁が発表する注意報の解消に伴い、第14条中、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるもので、併せて予報の発表等の表現を強風注意報及び乾燥注意報については発表に、火災警報については発令に整理しております。

議案の50ページにお戻り願います。

附則について、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第53号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄）　これで議案第53号の説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（森元淑雄）　日程第5、議案第54号　令和7年度美郷町一般会計補正予算第5号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁）　議案第54号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に9億5,384万5,000円を追加する件及び繰越明許費、地方債補正の3件です。

はじめに、56ページ、第2表繰越明許費についてご説明します。

8款2項道路維持補修事業は路面標示工事について、同じく道路維持管理事業は町道9路線の舗装補修工事について、それぞれ工事発注及び施工時期の平準化を図るため翌年度に繰り越すものです。

次に、57ページ、第3表地方債補正についてご説明します。

緊急自然災害防止対策事業債について、充当する事業の追加に伴い限度額を変更するものです。詳細につきましては歳入でご説明します。

続きまして、歳入についてご説明します。62,63ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、14款2項1目結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するための補助金の国庫負担分です。詳細は歳出でご説明いたします。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤修） 3目衛生費国庫補助金2節感染症予防事業費等国庫補助金ですが、子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修に要する経費への補助金で、補助基本額の3分の2を追加するものです。

15款2項2目民生費県補助金1節すこやか療育支援事業費補助金ですが、児童発達支援サービスの利用増により県補助相当額を増額するものです。

2目の説明は以上です。

○農政課長（高塚剣） 続きまして、4目農林水産業費県補助金の2節復田対策推進支援事業費補助金ですが、田畠輪換やブロックローテーションに必要な機械等の導入を支援する県の補助金で、補助率は3分の1です。詳細については歳出でご説明します。

次に、3節多面的機能支払交付金及び1行飛びまして、中山間地域等直接支払交付金ですが、各交付金事業の事業量の増加に伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

なお、事業費に対する国県の負担割合は4分の3です。

1行戻りまして、中山間地域等直接支払推進交付金ですが、同交付金事業の事務費に対する町への交付金で負担割合が国2分の1から全額国負担になったことに伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

2項県補助金の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、3項1目総務費委託金の4節統計調査費委託金は、国勢調査委託金の額の確定により増額するものです。

○総務課長（武田浩之） その下の、5節秋田県知事選挙費委託金ですが、実績による減額です。

15款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、17款1項1目ラベンダー育成協力金ですが、ラベンダーまつり期間における育成協力金の実績により増額を行うものです。本定例会初日の町長の行政報告でも触れましたが、ラベンダーまつり期間中にサンプル配布のイベントを行った結果、今年のラベンダー育成協力金は23万3,739円で、昨年より7万2,377円の増となりました。

1目の説明は以上です。

○子ども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2目指定寄付金の1節はなかよし園での活用として、町内の団体より1万円のご寄附があったほか、町内企業1社より子育て支援に使用していただきたいとの希望により20万円のご寄附を頂いたものです。

17款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、64、65ページをお願いします。

18款繰入金は、町債の繰上償還元金の財源として減債基金を繰入れするものです。

19款繰越金は令和6年度決算額の確定によるものです。

21款1項3目1節町道新設改良事業債の緊急自然災害防止対策事業債は、町道舗装補修工事の追加分です。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について一括してご説明します。

給与費明細書にてご説明しますので、議案の82、83ページをお願いします。

はじめに、1の特別職ですが、表の一番下、1節報酬ですが、国勢調査に係る調査員及び指導員の日額報酬や、人数増などによる増額です。

次に、2の一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員は、3節職員手当が57万8,000円の減です。その下の職員手当の内訳ですが、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、秋田県知事選挙に係るもので、実績による減額です。

そのほかの手当は支給決定による増額です。

ページ下段のイの会計年度任用職員については増減はございません。

なお、給与費明細書に記載しておりませんが、7款の8節費用弁償は、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当で勤務場所の変更に伴う調整額を計上しております。

人件費補正の概要は以上ですので、以降、各款項目の1節及び3節の説明は省略をさせていただきます。

人件費に関する説明は以上です。

議案の66、67ページに戻っていただきまして、職員人件費以外の歳出についてご説明します。

2款1項1目一般管理費13節の電子契約システム使用料ですが、紙の契約書に代わりインターネットなどの情報通信技術を利用して、電子文書により契約を締結するためのシステム使用料です。

14節の議場電源コンセント増設等工事ですが、タブレットパソコン用の電源増設及び議場の一

部改修費を増額するものです。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、22節返還金は、令和6年度事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の不用額の返還金を追加するものです。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、2目行政推進費7節の諸資金10節の食糧費11節の筆耕翻訳料ですが、町功労者等の表彰者の増加見込みによりその不足分を増額するものです。また、10節の修繕料ですが、コミュニティーセンター7か所の今後の修繕料に不足が見込まれるため増額するものです。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 18節負担金補助及び交付金の上段、結婚新生活支援助成金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、夫婦の合計所得が年間500万円未満の世帯に対し住宅取得やリフォーム住宅賃貸や引っ越し費用の一部を助成するのですが、既に4世帯分の支給見込みがあり、さらに今後3世帯分の申請を見込みその不足分を計上するものです。

なお、この助成金の3分の2は国庫負担となります。

○企画財政課長（深澤文仁） その下の活力ある地域づくり事業補助金は、同補助金の交付決定が8月末時点で10件あり、今後の申請に備えて増額するものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、5目財産管理費の12節施設管理委託料ですが、旧中央行政センター敷地内及び本堂城回字若林地内の危険樹木伐採や剪定に係る委託料を増額するものです。14節の旧南行政センターと駐車場区画線設置工事ですが、当該施設の駐車場区画線が消えかかって見えづらくなってしまっており、今後のイベント等での利便性を考慮して増額するものです。

5目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、6目企画費のうち8節旅費12節委託料のうち広告制作委託料及び13節のうち会場借上料の一部は、地域おこし協力隊の採用に係る費用を計上しております。現在、美郷町では2名の地域おこし協力隊がおりますが、新たな地域おこし協力隊として、ラベンダー園の管理や美郷雪華の栽培に係る隊員を募集したく、8節旅費では、都内で行われる就職フェアなどでの周知活動や希望者との面談等に係る旅費を。12節広告制作委託料では、隊員募集に係る記事作成やSNSでの広告配信に係る委託料を。13節会場借上料では、都内などの面談等に係る会場借上料をそれぞれ計上しております。

続きまして、同じ6目のうち10節需用費の消耗品費13節の施設使用料及び会場借上料の一部ですが、移住コンシェルジュとして在籍している地域おこし協力隊が今年度実施する食の交流事業に関するものになります。今年度の交流事業は、昨年度に引き続き、東京の山手調理師専門学校

生と交流し、ラベンダーを使ったハーブオイルを開発し、そのメニュー・レシピ作成と試食会の開催を計画しております。

10節需用費ではメニューづくりに係る材料費や消耗品等を。13節のうち施設使用料は専門学校生の宿泊施設の使用料を。会場借上料では試食会等に係る会場使用料をそれぞれ計上しております。

続きまして、同じ6目のうち、10節需用費の食糧費、11節の役務費、13節の施設使用料の一部ですが、今年の5月に実施したJALグループ会社社員と美郷町民との交流機会を設ける事業の第2弾、地域の人とつながる美郷体験に係る費用を計上しております。

今回の事業は9月25日から27日の予定で、内容は、農作業体験のほか七滝山への登山も計画しております。

10節の食糧費は交流会等の町負担分です。

11節役務費は事業実施による損害保険料、13節施設使用料は宿泊施設使用料の町負担分です。

続きまして、同じ6目の12節委託料のうち設計管理委託料ですが、旧六郷わくわく園跡地等の宅地造成地への上水道新設のための配水管設計業務委託料となります。

○総務課長（武田浩之） 13節の一番下の物品借上料ですが、今年度の美郷フェスタにおいて、美郷大使の佐々木 肇先生をお迎えして語る会を予定しており、会場設営の手すり借上料を増額するものです。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、7目電子計算費の11節手数料は、基幹系業務用プリンターの更新に伴う設置及び廃棄に係る経費を追加するものです。

12節電算保守委託料は、地方公共団体情報システム機構が管理する情報連携に係る自治体中間サーバープラットフォームが、今年度中に第三次システムに移行することに伴う経費を追加するものです。

同じく電算機器類設定委託料は、議会本会議等のペーパーレス化に向けたタブレット端末の設定、基幹用業務用プリンターの更新に伴う端末の設定及び書かない窓口で利用する端末の追加に伴う設定に係る経費を追加するものです。

17節庁舎器具費は書かない窓口で利用するタブレット端末5台の購入費として217万5,000円を追加する一方で、窓口端末プリンターの共同調達による請負差額240万円を減額し、差額の22万5,000円を減額するものです。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、障害者総合支援法の改正に伴う障害者自

立支援給付審査支払等システムの改修及び、総合収納システムの標準化に伴うシステム改修に係る負担金を追加するものです。

7 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8 目交通安全対策費11節の手数料は交通指導員に貸与している制服に係るクリーニング代でございます。

14節のカーブミラー設置工事は、当初予算で2 基分計上しておりましたが、住民からの要望等により新たに2 基設置したく補正するものです。

17節の交通指導隊制服ですが、女性隊員5 名につきましてスカートのみの貸与となっており、スラックスを新たに貸与したくその購入費を計上するものでございます。

次のページ、68、69ページをお開き願います。

9 目防犯対策費11節の手数料は、防犯指導員に貸与している制服に係るクリーニング代でございます。

次の、14節防犯灯設置工事ですが、当初予算において8 か所を計上しておりましたが、住民からの要望等により新たに4 基設置したく補正するものでございます。

以上で1 項の説明を終わります。

○税務課長（佐々木龍悦） 続きまして、2 項2 目賦課徴収費の22節返還金ですが、これまでの町税の還付に伴う返還金の支払い実績により、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものです。

2 目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3 項1 目戸籍住民基本台帳費の13節電算システム使用料は、書かない窓口のシステムを5 台増設したくこれに係る使用料を計上するものです。

3 項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4 項3 目秋田県知事選挙費ですが、いずれも実績による減額です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2 款5 目2 項の基幹統計費の1 節報償費から13節著作権料までは、本年10月1 日を基準日として行われる令和7 年国勢調査に係る経費を増額するものです。

2 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3 款1 項2 目障害者福祉費18節自動車運転免許取得費補助金ですが、障害のある方への免許取得費用の補助金で、これまで2 件の申請があり、今後の申請に備え

増額するものです。

次の、19節すこやか療育支援給付費ですが、歳入で説明しました児童発達支援サービス利用児童2名増に要する不足分を増額するものです。

1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費の7節報償金は、現在整備を進めています子ども子育て支援拠点施設の愛称を募集することとし、採用された方への謝礼品に要する費用を計上するものです。

3目児童福祉施設費は、歳入でご説明しました指定寄付金のうち、なかよし園での活用として1万円を充当することでの財源補正となります。

4目子育て支援費の12節施設管理委託料は、わくわく児童クラブがあります美郷こども館敷地内の樹木1本について、根上がりやアリの巣の元となっており施設管理に影響を来しているため、伐採及び伐根に要する費用を計上するものです。

3款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 72、73ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費10節食糧費ですが、日本航空との連携事業により、同社のウエルネス推進部での取組をご紹介いただくなどの健康づくり講演会を11月に開催するため、派遣社員の昼食代として増額するものです。

12節調査委託料ですが、保健センターの屋上防水から雨漏りが発生し、漏水箇所特定のための調査費用を追加するものです。その下の清掃委託料ですが、保健センター冷温水発生機の保守点検を行ったところオーバーホールが必要な状況とのことで、機器の清掃作業に要する費用を追加するものです。

2目予防費ですが、10月1日から行う新型コロナワクチン定期予防接種に要する費用で、10節消耗品費は周知のためのリーフレット用紙代です。

12節予防接種委託料として町助成額を7,800円とし700人分を追加するものです。また、県外等契約医療機関以外での接種に対する補助金として、18節予防接種費用補助金に5人分を追加するものです。

なお、医療機関により金額が異なりますが、接種に要する自己負担額は8,000円前後となる見込みです。

22節返還金ですが、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び同補助金令和6年度繰越分の額確定に伴う返還金を追加するものです。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3目環境衛生費ですが、清水などの湧水の保全を考える水環境フォーラムが岐阜県大垣市で12月に開催されることとなり、先進地事例発表などによる情報交換のため参加したく、8節旅費の追加と10節印刷製本費で美郷町の取組事例ポスターの作成費用をお願いするものです。

続きまして、2項清掃費10節の修繕料は、六郷地区リサイクルステーションを設置している旧中央行政センターの西側出入口にある境界ブロックが通行に支障となっていることから、撤去費用を計上するものでございます。

次の、12節廃棄物運搬委託料は、本年4月から開始しておりますプラスチック資源ごみの回収におきまして、当初月3トンを見込んでおりましたが、実際には8トン前後で推移しており、今後の委託料に不足が生じるおそれがあることから、補正をお願いするものです。

次の、18節生ごみ処理容器設置費補助金は、当初5基の生ごみ処理機、3基のコンポスト設置補助を計上しておりましたが、問合せ等により新たに3基分の生ごみ処理機設置補助を追加したく補正するものでございます。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 3項1目水道費の18節は本堂城回簡易水道組合において、有機フッ素化合物の水質検査を保健所の指導により1か所追加し実施することとしたため、検査料金を補助するものです。

4款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 74、75ページをお願いします。

続きまして、6款1項3目農業振興費の8節費用弁償ですが、鳥獣被害対策実施隊員の出役費用で、当初予算で850回分を計上しておりますが、熊等の出没対応の増加に伴い不足が見込まれるため100回分を増額するものです。

次に、11節損害保険料ですが、改正鳥獣保護管理法が令和7年9月に施行し、町の判断で市街地において熊等の銃猟が可能となっておりますが、発砲に伴う財物損害等に対する損失補償に対応するための保険料です。料金は前年度の熊の目撃件数に応じて設定され、4万7,000円を計上するものです。

次に、18節復田対策推進支援事業補助金ですが、歳入でご説明しました復田対策種推進支援事業費補助金の歳出予算になります。補助率は県3分の1と町の協調助成率6分の1の合計2分の1でレーザーレベラー等の導入1件分を計上するものです。

続きまして、7目農村整備費の18節仙北平野土地改良区経常費負担金ですが、同改良区管内の町の排水単独受益地に係る負担金について、受益面積の精査及び賦課金単価の増額に伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

次の、多面的機能支払交付金ですが、対象面積の精査及び対象面積のうち、取組の強化や環境負荷低減の取組に対して加算措置が適用になることに伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

次の、中山間地域等直接支払交付金ですが、対象面積の精査及び交付単価の増額により増額となるため不足分を増額するものです。

次に、27節農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、同会計の決算により繰越金の確定に伴い減額するものです。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、7款1項2目商工振興費の18節起業者総合支援事業補助金ですが、1件分の予算計上を行っておりましたが、現時点で飲食サービス業と水道設備工事業の2件の申請があり、その不足分を計上するものです。

続きまして、3目観光費の10節需用費の消耗品費、11節役務費及び12節委託料の看板作成業務委託料については、ラベンダーまつりの実績確定に伴う減額です。

10節に戻りまして、需用費の修繕料ですが、名水市場湧太郎のテナントを利用している事業者から排水が詰まるとの報告があり確認したところ、下水管にたるみが生じている箇所があり、その修繕に係る予算となります。

12節委託料のうち伐採処理委託料ですが、宝門清水内にあるケヤキの一部が枯れて損傷している部分があり、その選定に係る委託料となります。

14節工事請負費の馬町公衆トイレ解体工事ですが、本年4月から利用休止としていた馬町の公衆トイレについて、町として廃止とする方針を定め、8月9日に実施した住民説明会においても特段異論等がなかったため解体といたしましたく、その工事費用を計上するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 8款2項2目道路維持費14節工事請負費については、道路区画線の劣化等に伴う舗装補修工事を計上しており、こちらは雪消え後の速やかな施工を行いたく繰越しを予定しております。

続いて76、77ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費14節工事請負費について、一般土木工事は、防護柵設置工事として水防倉

庫前の鎌田馬町・沢田線 1 か所を。舗装補修等として大坂・黒沢線ほか計13路線を計上しております。

なお、年度の切り替わり時期等であっても適切な時期に施工ができるよう、先ほどの道路区画線工事同様に舗装工事では一部を繰越しとして実施予定しております。

この日の今回の工事費の補正の財源の一部として、先ほど企画財政課長が説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債を充当予定しております。

続いて、5項1目下水道費についてですが、27節は下水道事業特別会計の決算による繰越金の確定により減額計上しております。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、9款1項2目非常備消防費、18節防災士養成研修負担金ですが、当初2名を想定しておりましたが、3名の応募がありまして、1名分の追加の補正をお願いするものでございます。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款1項3目教育助成費10節消耗品費ですが、今冬のスクールバスの冬タイヤを購入したところ、価格上昇による予算の掛かり増しがあり、来春から使用の夏タイヤ購入予算に不足が見込まれることから増額するものです。

12節タイ教育交流10周年記念共同制作事業業務委託料ですが、令和9年に日タイ修好140周年及びタイ王国ノンタブリー県との教育交流10周年の節目を迎えることから、相互訪問交流に参加した両校の生徒から、それぞれの交流活動の中で思い出に残ったもの、場面、景色などを様々な色合いにて描いてもらい、それを1つのパートとして組み合わせて作るパッチワークアートパネル等を年次計画で共同制作したく、予算を計上するものです。

12節車両借上料ですが、スクールバスの車両点検時等に確認された不具合の修繕などに伴う代替バスの借り上げが増えており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

20節奨学資金貸付金ですが、令和7年度の貸付けについて、継続貸与5名、新規の貸付け1名の決定がなされましたので、今後の予算執行を見込み減額するものです。

2項1目学校管理費12節施設管理委託料ですが、3小学校における蜂の巣等の駆除件数の増加及び支障となる枝木の剪定処理について、管理予算に不足が見込まれることから増額するものです。

14節工事請負費ですが、千畠小学校のFF暖房機の集中制御盤について、不具合により暖房器具の始動や停止等の制御ができないことから、装置入替え等の改修予算を計上するものです。

2項の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、78、79ページをお願いします。

4項1目社会教育総務費ですが、芸術文化交流促進事業として10月に開催される美郷フェスタにおいて、東京都大田区麦わら細工の会及び美郷わらの会による展示及びワークショップを開催するに当たり、実施内容が確定したため関連予算を組替えするものです。

8節普通旅費は職員旅費1名分の減額。

10節食糧費は、講師を含む大田区及び町関係者との夕食懇談会4名分を。

13節施設使用料は、講師2名分の宿泊料1泊分を増額するものです。

次の、4目社会教育施設費10節修繕料は、社会教育施設の老朽化等による修繕料の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

次の、5項2目保健体育施設費10節光熱水費及び13節は、商工観光交流課が所管する土崎地区公衆トイレの廃止に伴い、北ふれあい広場内の附帯施設トイレとして所管替えすることから、所管替え後の維持管理経費を増額するものです。

10節光熱水費は電気料及び水道料を。13節は農業集落排水施設使用料です。所管替え後の管理ですが、野球場の使用時のみ使用可能とし、冬季間は使用不可といたします。

同じく、10節修繕料は、社会体育施設の老朽化等による修繕料の増加により、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。

14節北運動公園野球場バッケネット基礎改修工事は、バッケネット基礎部分について老朽化等による損傷が激しいことから基礎部分を改修するものです。次の、総合体育館ロールスクリーン改修工事は、経年劣化による機器の動作不具合が生じていることから、部品交換及び調整等を行うものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして12款1項1目22節繰上償還元金は、減債基金を繰り入れプライマリーバランス確保のため追加するものです。

同じく、3目公債諸費の11節手数料は、繰上償還に係る手数料を追加するものです。

続きまして、13款1項1目24節積立金は、歳入でご説明しました指定寄付金の一部を公共施設整備基金に積み立てるものです。

80、81ページをお願いします。

14款予備費は、歳入歳出予算の差額を調整するものです。

議案第54号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第54号の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第6、議案第55号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤修） 議案第55号につきましてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万6,000円を追加するものです。

歳入からご説明いたしますので、議案94、95ページをお願いいたします。

3款1項2目、子ども・子育て支援事業費補助金ですが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に対応するための国民健康保険システムの改修に対する国庫補助金で、補助割合10分の10相当額を追加するものです。

7款1項1目繰越金は前年度繰越金の額確定により増額するものです。

歳入の説明は以上です。

次に歳出についてご説明いたします。96、97ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費18節秋田県町村電算システム共同事業組合システム改修負担金ですが、歳入で説明しました子ども・子育て支援金制度に対応するための国民健康保険システムの改修について、改修費総額に対する均等割額を追加するものです。

8款1項1目の予備費ですが、補正調整額でございます。

議案第55号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第7、議案第56号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第56号につきまして説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ312万6,000円を追加するものです。

はじめに、歳入を説明いたします。106、107ページをお願いいたします。

歳入について、決算に伴う繰越額の確定により、3款繰入金を減額、4款繰越金を増額計上しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出を説明いたします。次のページ、108、109ページをお願いいたします。

1款2項1目10節消耗品費は、真空弁式マンホールの予備部品及びマンホールについて。修繕料は、今後、機器などの故障対応のための予算に不足が見込まれることから、それぞれ増額計上をしております。

以上で議案第56号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第57号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第57号につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万円を追加するものです。

歳入から説明いたします。118、119ページをお願いいたします。

歳入について、決算に伴う繰越額の確定により3款繰入金を減額、4款繰越金を増額計上しております。

歳入は以上です。

次のページ、120、121ページをお願いいたします。

歳出1款2項1目10節修繕料につきましては、今後、機器などの故障対応のための予算に不足が見込まれることから増額を計上しております。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、議案第58号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第58号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万2,000円を追加するものです。

歳入からご説明いたしますので、130、131ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は前年度繰越金の額が確定しましたので、増額計上するものです。

6款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金ですが、子ども・子育て支援金制度に対応するための後期高齢者医療システムの改修に対する国庫補助金で、補助割合10分の10相当額を追加するものです。

歳入の説明は以上です。

次に歳出についてご説明いたします。132、133ページをお願いいたします。

1款2項1目一般管理費18節秋田県町村電算システム共同事業組合システム改修負担金ですが、歳入で説明いたしました、子ども・子育て支援金制度に対応するための後期高齢者医療システムの改修について、改修費総額に対する均等割額を追加するものです。

4款1項1目の予備費ですが、補正調整額でございます。

議案第58号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第58号の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第10、議案第59号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第59号につきまして説明をいたします。

第2条収益的支出について、第1款事業費用総額を24万3,000円増額し、3億8,090万9,000円とするものです。

140、141ページをお願いいたします。

収益的支出1款1項4目総係費の手当については、職員手当の一部に不足が見込まれることから増額を計上しております。財源はそれぞれ自己資本からの充当としております。

以上で議案第59号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第59号の説明が終わりました。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（森元淑雄）　日程第11、認定第1号　令和6年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和6年度一般会計特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

なお、質疑は通告書の提出があったもののみとし、事前通告にない質疑は認めないものとします。

それでは説明が終わっておりますので、総括質疑を行います。

令和6年度美郷町一般会計決算に対する総括質疑の通告者は1名であります。したがって、1名の通告者に許可いたします。

それでは、7番、深澤 均議員の質疑を許可いたします。7番、深澤 均議員。自席でお願いします。

○7番（深澤 均）　令和6年度一般会計決算の報告がありました。経常収支比率は82.7%。実質収支額は6億6,000万円の黒字で、町の財政がより改善している状況にあります。過去10年間の収支額の推移を見ても、前半の5年間の総額は約23億円の黒字。後半の5年間では28億5,000万円となり、さらには、令和6年度決算では過去最高の黒字額を計上しています。このように、実質収支額の黒字額が増加傾向にある状況をどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄）　答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己）　ただいまのご質問にお答えいたします。

令和6年度において、第3次美郷町総合計画に基づく事業を着実に実施しつつ、プライマリーバランスを堅持した上で約6億円を超える黒字額となりましたことは、望ましいことだと認識しております。こうした結果になりました理由ですが、平成26年度に策定した普通交付税一本算定を見据えた財政健全化方針に基づく各般の取組や、令和元年度に策定した公共施設等最適化実施計画に基づく取組などの成果であると考えております。

また、こうした取組の根底には、地方交付税の算定特例や合併特例債の活用期間であるうちに少しでも望ましい財政化状況にすることで、今年度の財政支出に耐えられる財政基盤にしていく目的があり、これまでの推移は万全とは言いませんが、望ましい推移をしてきたものと認識しております。さらに、その過程において寄せられた町民要望については、緊急性や必要性を踏まえて対応に努めてきており、直近3年間では対応率6割を超えているところです。こうした財政運

嘗を含めた行政展開については、今年5月に実施した美郷のまちづくり町民アンケートで、本町が住みやすい、どちらかといえば住みやすいと答えた方が92.5%と、合併から10年後に実施した同調査から1.1%上昇しており、また34の重点施策の満足度平均も93.1%と高水準となっております。

一方、合併特例債を活用できない今年度からは、まさにこれまでの蓄積を放出していく見通しとなっており、現在のところ取り崩した基金を積み戻すことができない見通し、つまり基金が減少する見通しです。今後の人ロ減少や少子高齢化に伴う歳入減、社会保障関係の増加や、物価高騰に伴う歳出増を見据えますと、施策展開を見直さない限り、基金取崩しで行政施策を維持していかざるを得ない状況が続くものと見通しております。したがって、令和6年度の実質収支、黒字を含めたこれまでの財政コントロールは今後に備えた対応といっていいものと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質疑ありますか。

○7番（深澤 均） ありません。

○議長（森元淑雄） これで、7番、深澤 均議員の質疑を終わります。

これで、認定第1号 令和6年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（森元淑雄） 日程第12、認定第2号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第2号には、質疑の通告がありませんでした。

これで、認定第2号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長（森元淑雄） 日程第13、認定第3号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第3号には、質疑の通告がありませんでした。

これで、認定第3号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わり

ます。

◎認定第4号の総括質疑

○議長（森元淑雄）　日程第14、認定第4号　令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第4号には、質疑の通告がありませんでした。

これで、認定第4号　令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長（森元淑雄）　日程第15、認定第5号　令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

認定第5号には、質疑の通告がありませんでした。

これで、認定第5号　令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長（森元淑雄）　日程第16、認定第6号　令和6年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

認定第6号には、質疑の通告がありませんでした。

これで、認定第6号　令和6年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。
以上で総括質疑を終わります。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前10時57分)

(午前11時07分)

○議長（森元淑雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会
付託

○議長（森元淑雄） 日程第17、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長（森元淑雄） 日程第18、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時08分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり14人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分）

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、

鈴木良勝議員、副委員長に 6 番、高橋邦武議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

9月8日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 10 分）